

【新】

運賃及び料金の適用方法

1. 車種区分は次の通りとする。

車種区分	自動車の大きさ等
特 定 大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので、かつ、乗車定員6名以下のもの。 身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）のうち乗車定員7名以上のもの。
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く）以下のものであって乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。 同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で、かつ、乗車定員6名以下のもの。 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車（使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る） 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。

備 考	<ol style="list-style-type: none">ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長さとする。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車は、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さとする。ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。
-----	--

2. 運賃の適用順位

原則として距離制運賃を適用し、これにより難い場合は、特約により時間制運賃を適用するものとする。

また、定額運賃を設定している場合は、定額運賃を適用することができるものとする。

3. 運賃料金の適用方法

(1) 距離制運賃

- ア. 距離制運賃は、タクシーメーター器の表示とする。
- イ. 距離制運賃は、旅客の乗車した地点から運送の終わった地点までの実車走行距離に応じて算定する。
- ウ. 時間距離併用運賃は、一定速度（時速 10 km）以下となった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する。
但し、高速自動車国道を通行する場合及び事業者の責により生じた原因により、一定速度以下になった運送の場合は適用しない。
- エ. 距離制運賃の収受にあたっては、運送が終わった地点で停車後、直ちにタクシーメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額により行う。

(2) 時間制運賃

- ア. 時間制運賃は、観光地の周遊、冠婚葬祭等にかかる運送等で距離制運賃により難い運送であって、時間制運賃によることを営業所等において特約した場合に適用する。
- イ. 時間制運賃は、営業所を出発した時から、旅客の運送を終了するまでに要した時間に応じて算定する。
- ウ. 時間制運賃は、30 分単位とし、30 分未満の端数が生じた場合は 30 分単位に切り上げるものとする。
- エ. 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をする。
- オ. 時間制運賃による場合は、運賃の割増及び料金は適用しない。

(3) 料金

- ア. 距離制運賃による場合に適用する。
- イ. 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に限り適用することとし、待機の要した時間を加算距離換算し、距離制運賃に併算する。
- ウ. 迎車回送料金は、旅客の要請により乗車地点まで車両を回送した場合に適用する。

(4) サービス指定予約料金（車両指定配車料金）

- ア. 車両指定配車料金は、予約センターを経由して申込を受けた場合に限り適用する。
- イ. 車両指定配車料金は、予約による旅客のワゴン車等（別表 1）の配車依頼に応じてワゴン車等を配車する場合に適用する。
- エ. 車両指定配車料金は、1 車 1 回ごとの定額とする。ただし、連続して複数日予約した場合は、1 日 1 回ごと適用する。
- オ. 車両指定配車料金は、距離制運賃及び時間制運賃による場合に適用する。

(5) 運賃等の割増

- ア. 深夜早朝割増は、午後 10 時以降午前 5 時までの間における運送及び待ち料金に適用する。
- イ. 冬期割増は、運賃料金表に掲げる期間その地域を走行する自動車に限り適用する。
- ウ. 寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用する。
- エ. 運賃等の割増は、距離短縮方式とする。
- オ. 2 以上の割増条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割増の重複はできないものとする。

4. 運賃等の割引

- ア. 運賃等の割引は、距離制運賃、時間制運賃及び待料金に適用する。
- イ. 障害者割引は、次による。

(a) 身体障害者及び知的障害者の割引は身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月 26 日付け法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳、又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けているもので、当該手帳を提示したときに適用する。

精神障害者の割引は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日付け法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので、当該手帳を提示したときに適用する。

(b) 割引の対象区間は、身体障害者・知的障害者又は精神障害者が乗車した区間又は時間に適用する。

(c) 運賃料金の額は、距離制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、時間制運賃は別途計算された額に 0.9 を乗じ、10 円未満の端数を切捨てた額とする。

(d) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者割引は、重複して適用しない。

ウ. 運転免許返納割引は次による。

(a) 運転免許返納割引は、運転免許証を自ら返納することにより公安委員会で発行される運転経歴証明書の交付を受けたもので、当該運転経歴証明書を提示したときに適用する。

(b) 割引の対象区間は、運転免許返納者自身が乗車した区間とする。

(c) 運賃料金の額は距離制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、時間制運賃は別途計算された額に 0.9 を乗じ、10 円未満の端数を切捨てた額とする。

エ. 長野県観光ガイドタクシー割引は、次による。

(a) 営業所等において特約をし、長野県観光ガイドタクシー協議会における認定基準の認定登録されたガイドタクシー乗務員により、県内 2ヶ所以上の観光施設を巡るコースを乗車する場合に適用する。

(b) 長野県観光ガイドタクシー割引運賃は、2 時間以上 8 時間以内の 1 曆日毎とし、拘束時間 2 時間以内は総走行キロ 50 km 以内、4 時間以内は 100 km 以内とする。

(c) 運賃は、距離制運賃の上限から、別表の割引率により求められた額を收受し、原則として前払い制とする。

(d) 運送途中において、旅客の都合により運送契約の解除がされた場合は、本運送について、長野県観光ガイドタクシー運賃の適用は行わず、最初から通常の時間制運賃を適用しているものとし、精算は時間制運賃の額と、前払いした額の差額を收受する。

また、運送途中において、4 エ (b) による総走行キロを超えた場合は、その地点以後の運送は、メーター器により算出された運賃を收受する。

(e) 長野県観光ガイドタクシー割引を適用する場合は「観光ガイドタクシー」の表示をする。

オ. 遠距離割引は、次による。

遠距離割引は、距離制運賃及び待料金に適用し、この場合の運賃料金の額は、タクシーメーター器表示額のうち、9,000 円を超える額に 0.9 を乗じ、10 円未満の端数を切捨てた額の合計額とする。

カ. 割引の重複

(a) 障害者割引又は運転免許返納割引と、遠距離割引は重複して適用するものとし、この場合の運賃料金の額は、制度ごとに求められる割引額の合計額をタクシーメーター器表示額から減じた額とする。

(b) 障害者割引と運転免許返納割引は、重複して適用しない。

(c) 長野県観光ガイドタクシー割引は、他の割引と重複して適用しない。

5. 実費の負担

- (1) 旅客の要求により有料道路、有料駐車場等を利用した場合の実費は、旅客の負担とする。
- (2) 道路事情、交通規制等客観的な事情又は他適当な方法がないためにやむを得ず有料道路等を利用して往路または復路が回送となる場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。

6. 適用する営業区域

認可営業区域とする。

松本交通圏、松本B・C・D、北アルプスあづみの交通圏、岐阜県吉越郡上宝村、諏訪交通圏、諏訪郡A、佐久市C、北佐久郡B、東御市A・B、上田市B、小県郡、伊那市B（ただし旧上伊那郡高遠町のうちS 31.9.30 編入された長藤村及びS 33.4.1 編入された旧藤沢村の区域）、長野交通圏、長野市B、上水内郡A・B、

別表 1

車両指定配車料金適用車両

車種	金額	区分
メルセデス ベンツ V220 d EX-Long	3,000 円	特定大型車
アルファード エグゼクティブラウンジ	3,000 円	特定大型車
ハイエース ファインテックツアラー	3,000 円	特定大型車
ヴェルファイア	3,000 円	特定大型車
アルファード 8人乗り	2,000 円	特定大型車
レクサス ES300h	2,000 円	普通車
クラウン 2.5ハイブリッド	2,000 円	普通車
カムリ 2.5ハイブリッド	2,000 円	普通車
ジャパンタクシー (JPN)	500 円	普通車
バネット NV200	500 円	普通車
ノア 6人乗り	500 円	普通車
ボクシー6人乗り	500 円	普通車
シエンタ 6人乗り	500 円	普通車